二　第二種旅行業、第三種旅行業若しくは地域限定旅行業の登録の有効期間の更新の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三　第二種旅行業、第三種旅行業若しくは地域限定旅行業若しくは旅行業者代理業若しくは旅行サービス手配業の登録事項の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

51　法別表第五第二十六号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　登録事項の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

三　登録証の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

［削る］

四　全国通訳案内士又は地域通訳案内士の生存の事実の確認

［削る］

［削る］

52～58　［同上］

［削る］

二　第二種旅行業、第三種旅行業若しくは地域限定旅行業若しくは旅行業者代理業の登録の有効期間の更新の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三　第二種旅行業、第三種旅行業若しくは地域限定旅行業若しくは旅行業者代理業の登録事項の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

51　法別表第五第二十六号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　登録事項の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

三　登録証の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

四　登録の抹消に係る届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

五　通訳案内士又は地域限定通訳案内士の生存の事実の確認

52　法別表第五第二十六号の二の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　構造改革特別区域法第十九条の二第八項において準用する通訳案内士法第十八条の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　構造改革特別区域法第十九条の二第八項において準用する通訳案内士法第二十三条第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

三　構造改革特別区域法第十九条の二第八項において準用する通訳案内士法第二十四条の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

四　構造改革特別区域法第十九条の二第八項において準用する通訳案内士法第二十五条第二項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

五　地域限定特例通訳案内士の生存の事実の確認

53　法別表第五第二十六号の三の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　福島復興再生特別措置法第六十三条第七項において準用する通訳案内士法第十八条の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　福島復興再生特別措置法第六十三条第七項において準用する通訳案内士法第二十三条第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

三　福島復興再生特別措置法第六十三条第七項において準用する通訳案内士法第二十四条の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

四　福島復興再生特別措置法第六十三条第七項において準用する通訳案内士法第二十五条第二項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

五　福島特例通訳案内士の生存の事実の確認

54～60　［同上］

61　法別表第五第三十一号の二の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　沖縄振興特別措置法第十四条第七項において準用する通訳案内士法第十八条の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答